

令和3年7月

小中学校保護者 様

佐久市教育委員会教育施設課  
佐久市福祉部子育て支援課

学校施設及び児童館への防犯カメラの設置について

日頃より、市政全般にわたり、ご理解とご協力をいただきまして厚く御礼申し上げます。

さて、現在佐久市では、市民の安全・安心の確保を図るため、防犯対策の一環として小中学校、保育園、児童館に防犯カメラの設置を進めております。

佐久市教育委員会としましても、学校生活及び放課後の居場所における児童生徒の安全・安心の確保は重要課題であり、防犯カメラを設置することで児童や生徒の安全対策の強化を図りたいと考えております。

つきましては、下記のとおり学校敷地内への出入りが主に考えられる場所及び児童館入り口に防犯カメラを設置しますので、ご理解ご協力のほどよろしく願いいたします。

記

- 1 設置目的 児童生徒の安全・安心の確保及び犯罪予防のため
- 2 設置箇所 小中学校は正門や敷地入口付近、児童館は入口付近
- 3 運用について 「佐久市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に基づき定めた「防犯カメラの設置及び運用に関する基準」に則り、画像の閲覧や外部提供など適切な運用をします。

《基準概要》

・画像の閲覧

管理責任者（担当課長）が必要であると認める場合のみ行う。

・目的外利用及び外部提供の制限

以下に掲げる場合を除き、防犯カメラの設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供しない。

(1) 法令に定めがあるとき。

(2) 警察への捜査協力や国又は他の地方公共団体に提供するとき。

(3) 人の生命等を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。

- 4 運用開始時期 概ね令和3年8月上旬頃を予定

- 5 その他 ご不明な点は下記連絡先にお問い合わせください。

学校設置の防犯カメラ関係：教育施設課（TEL 6 2 - 3 4 9 1）

児童館設置の防犯カメラ関係：子育て支援課（TEL 6 2 - 3 1 4 9）